

荒川区東尾久におけるダイオキシン類土壤汚染対策地域の指定の考え方（案）

1 ダイオキシン類土壤汚染対策地域の範囲

ダイオキシン類対策特別措置法（以下、「法」という。）及び同法施行令では、次の要件に該当する地域を、ダイオキシン類土壤汚染対策地域（以下、「対策地域」という。）として指定することができるとしており、この要件に該当する地域を、対策地域として指定する。

- (1) ダイオキシン類による土壤の汚染の状況が環境基準（1,000pg-TEQ/g 以下）を満たさない地域
- (2) 人が立ち入ることができる地域（工場又は事業場の敷地の区域のうち、当該工場又は事業場に係る事業に従事する者以外の者が立ち入ることができないものを除く。）

2 対策地域の設定方法

対策地域は、「ダイオキシン類に係る土壤調査測定マニュアル（平成 21 年、環境省）」に基づき、「試料採取地点は概ね 1,000 m²につき 1 地点程度を原則とする」とされていることから、30m 間隔の格子で囲まれた範囲の中心を調査の代表地点とし、環境基準超過地点と近接する環境基準を満たす地点とを直線で結び、その中間点より垂線を引き、各垂線の交点で結ばれた範囲及び敷地境界によって構成される地域とした。

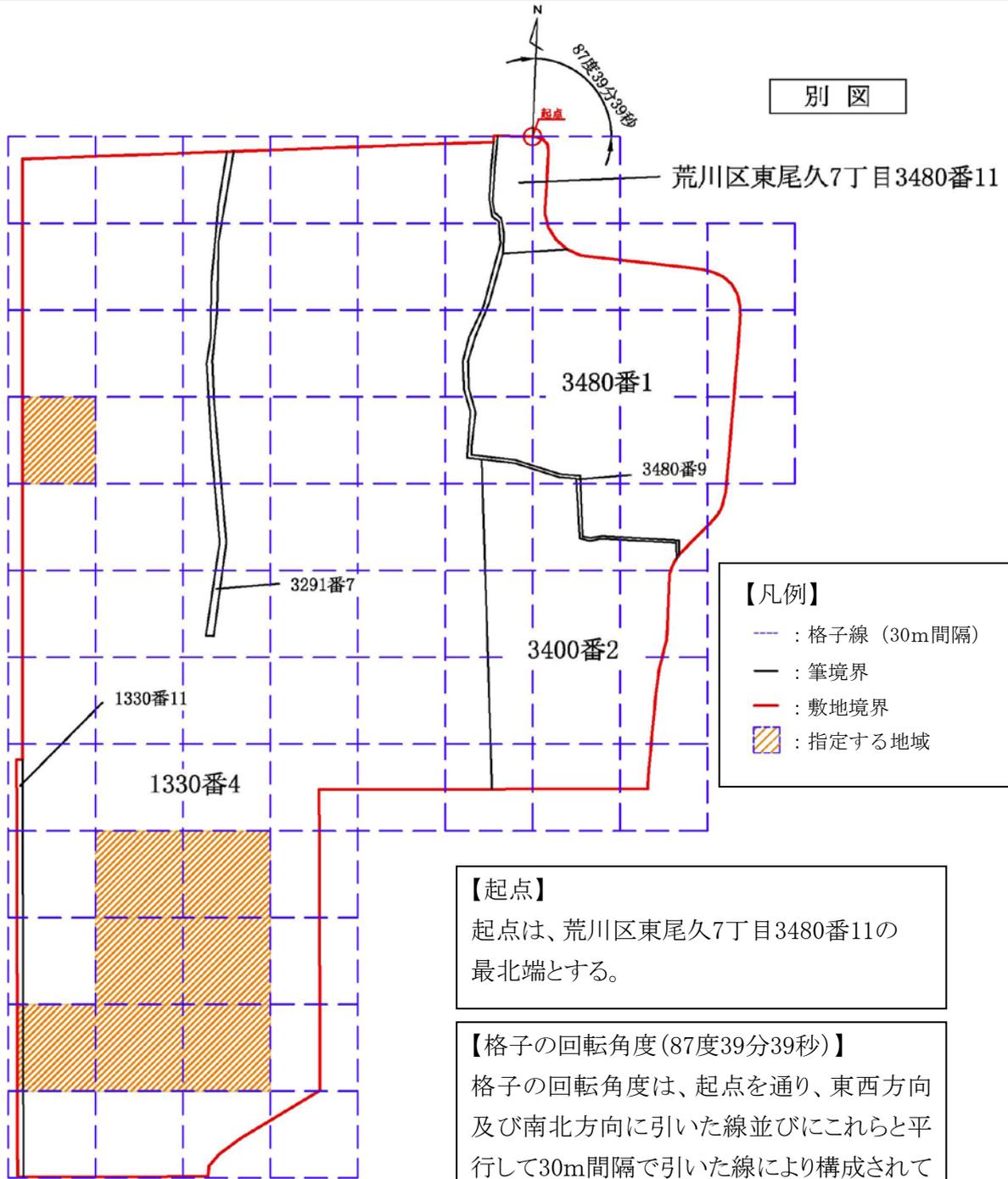
3 対策地域の指定の範囲

- ・ 都立尾久の原公園
（荒川区東尾久 7 丁目 1330 番 4 の一部及び同 1330 番 11 の一部）
- ・ 東尾久運動場及びその周辺
（荒川区東尾久 7 丁目 1330 番 5 の一部、同 2833 番 13 の一部及び同 2833 番 21 の一部）

指定の範囲は別紙のとおり

尾久の原公園 対策地域指定範囲 (案)

別図



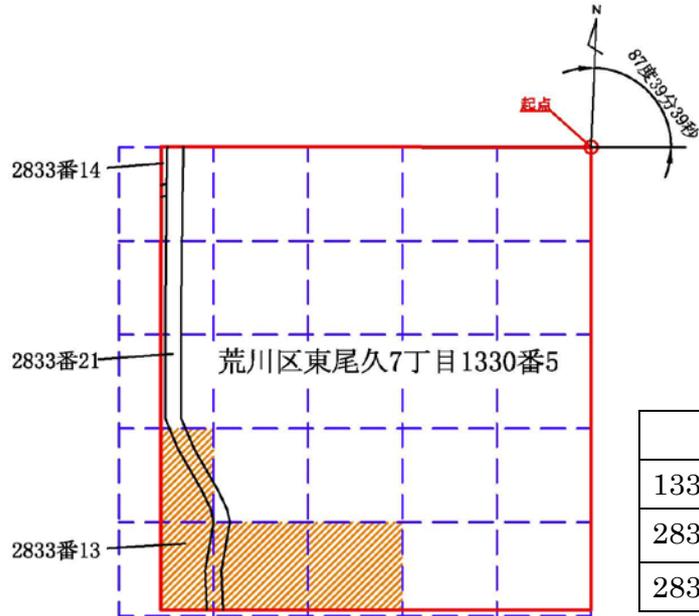
【起点】

起点は、荒川区東尾久7丁目3480番11の最北端とする。

【格子の回転角度(87度39分39秒)】

格子の回転角度は、起点を通り、東西方向及び南北方向に引いた線並びにこれらと平行して30m間隔で引いた線により構成されている格子を支点を中心として右回りに回転させた角度を示す。

東尾久運動場 対策地域指定範囲（案）



別図

【凡例】

- : 格子線 (30m間隔)
- : 筆境界
- : 調査対象地
- ▨ : 指定する地域

【起点】

起点は、荒川区東尾久7丁目1330番5の最北端とする。

【格子の回転角度(87度39分39秒)】

格子の回転角度は、起点を通り、東西方向及び南北方向に引いた線並びにこれらと平行して30m間隔で引いた線により構成されている格子を支点を中心として右回りに回転させた角度を示す。